



報道発表資料の配付日時 3月5日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	ホッカイドウ競馬における調教師並びに元きゅう務員に対する処分について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>令和2年7月、ホッカイドウ競馬所属の林和弘調教師が雇用していたきゅう務員が、競馬法の規定に違反して地方競馬の勝馬投票券を購入していたことが明らかになり、同年12月28日に罰金20万円の略式命令を受けるという事案がありました。</p> <p>本件については、平素の調教師のきゅう務員に対する指導監督が十分でなかったことによるものであり、本日付けで林和弘調教師を北海道地方競馬実施条例施行規則第70条第1項第2号の規定に基づき戒告とし、同条第2項の規定により令和3年4月14日から同年6月10日までの20日間の賞典停止としましたのでお知らせします。</p> <p>なお、当該元きゅう務員につきましては、既にきゅう務員認定を取り消しておりますが、本日付けで競馬への関与停止2年間としましたので、併せてお知らせします。</p> <p>今後は、関係機関と連携して再発防止に万全を尽くし、競馬の公正確保に努めてまいります。</p>		
参考	別紙「(参考) 関係法令抜粋」		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	農政部競馬事業室(担当者: 下堀、森) TEL ダイヤルイン 011-204-5118 内線 27-138		

(参考) 関係法令抜粋

○ 競馬法《抜粋》

(勝馬投票券の購入の制限)

第二十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める競馬の競走について、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一～七 略

八 地方競馬の競走に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者
 全ての地方競馬の競走

九、十 略

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条の規定に違反した者

二 略

○ 北海道地方競馬実施条例施行規則《抜粋》

(関与の禁止又は停止)

第67条 次の各号のいずれかに該当する馬主、調教師、調教師補佐、騎手又はきゅう務員（各号のいずれかに該当することとなった当時（第15号及び第16号については、その有罪判決の中で示された罪となるべき事実があった当時）において当該身分を有していた者を含む。）は、競馬に関与することを禁止し、又は期間を定めて関与することを停止する。

(1)～(14) 略

(15) 法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定により、罰金以上の刑に処せられた者

(16) 略

(戒告、調教若しくは騎乗の停止又は賞典停止)

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当する行為をした馬主、調教師、調教師補佐、騎手又はきゅう務員に対して戒告し、又は期間を定めて調教若しくは騎乗を停止する。

(1) 略

(2) 第30条第2項、第31条、第35条から第37条まで、第41条第1項、第42条第2項若しくは第3項、第43条、第50条から第52条まで、第55条、第56条、第56条の2第2項、第57条、第60条第1項若しくは第5項、第64条第3項若しくは第5項から第7項まで、第66条第1項、第92条、第93条又は第95条から第102条までの規定に違反したとき。

(3)～(9) 略

2 前項の規定に該当する調教師、調教師補佐、騎手又はきゅう務員に対して、前項の処分に併せて、期間を定めて賞金等の全部又は一部の交付を停止する措置（以下「賞典停止」という。）を採ることができる。

(調教師の指導監督の義務)

第92条 調教師は、その所属する調教師補佐及び騎手並びにきゅう務員が競馬の公正を害することがないように指導監督しなければならない。